

質疑応答

——民事訴訟法関係の問題に関して——

サンパウロ大学法学部教授 カズオ・ワタナベ

法務研究科教授・法学部教授 三 木 浩 一

法学部専任講師 工 藤 敏 隆

（工藤）

ブラジルの同種個別的権利のクラスアクションや、いわゆる日本版クラスアクションの一段階目の判決ですが、原告勝訴の場合には判決の効力である既判力が片面的に第三者に拡張されるものと理解しています。しかし、既判力は当事者の有利にも不利にも及ぶという原則からすれば、既判力の片面的な拡張は異例であり、原告・被告間の公平に反するという素朴な違和感もあります。そのような批判はないのでしょうか。また、クラスアクションの既判力が個別訴訟には及ばないとすると、被告がクラスアクションには勝訴したのに、消費者からの個人的な請求権に基づく訴えが幾度となく提起され、同じ争点が何度も争われるという問題が生じ得るように思いますが、その点はいかがでしょうか。

(ワタナベ)

ブラジルにおける同種個別的権利のクラスアクションでは(八一条三号)、一段階目の判決は、法律関係の存否のみを既判力で確定するという単なる確認判決ではなく、それ以上の内容を含むことから、概括給付判決であると考えられています。

そのことを前提とした上で、既判力の点ですが、ブラジル消費者保護法典の起草委員会は、同種個別的権利のクラスアクションにブラジルにおいて既に存在していたモデルを踏襲しました。そのモデルとは、一九八五年の公共民事訴訟に関する法律で規定されたものであり、訴訟の結果によって原則的に既判力を生じるが、証拠不足によって請求が棄却された場合には、既判力は生じないというものです。したがって、同種個別的権利のクラスアクションにおいても、証拠の不足によって請求が棄却された場合には、既判力は生じません。すなわち、証拠が十分であったにもかかわらず棄却された判決のみが、既判力を生じます(一〇三条三号)。しかも、その既判力はクラスアクションのみに限られますので、個々人の権利は何ら害されず、各権利者は個別訴訟を提起することによって裁判上の保護を求めることができます(一〇三条二項)。

ブラジルでは、三木先生の命名に従えば「二段階型」を採用していますが、この「二段階型」の採用によって、ブラジルには適していないと思われる「オプトイン型」や「オプトアウト型」を避けることができました。起草委員会は、ブラジルという国が有するいくつかの特性を考慮して、そのような判断をしたものです。たとえば、ブラジルの教育レベルは先進国よりも低レベルであること、大陸国家としてその国土面積が非常に大きいこと、コミュニケーション手段の発達が不十分であることなどです。

(三木)

日本版クラスアクションについて、工藤さんは、一段階目の判決の既判力が、二段階目の訴訟において、原告側に有利な形で片面的に拡張されるものと思われたようです。たしかに、そのように理解している人もいるようです。しかし、制度の仕組み自体は、既判力の片面的な拡張は採用していません。たとえば、一段階目の共通義務確認訴訟において、被告の共通義務が一部だけ認められた場合には、一段階目の判決は、原告の請求の一部を認容して、残りの一部を棄却する判決になります。いわゆる一部認容判決です。この判決の効力は、二段階目の手続において、原告側に有利にも不利にも拡張されません。すなわち、一段階目で原告側が敗訴した部分については、原告側は、もはや二段階目で蒸し返すことができません。つまり、既判力は双面的に及ぶのです。二段階目の手続は、一段階目で原告側が勝訴した場合または勝訴と同様の和解等がなされた場合にのみ開始されるので、既判力が片面的に拡張されるようにみえるのかもしれませんが、いまの例のように、勝訴した原告側に一部敗訴があった場合には、既判力は双面的に働くことがよく分かると思います。

もちろん、たとえ双面的ではあっても、一段階目の既判力が二段階目に及ぶこと自体が、被告にとって不利ではないかという議論はあり得るところです。つまり、被告の企業は、二段階目で手続に加入してきた個々の消費者を相手方として、あらかじめ共通義務の存否を争う機会を与えられないのは、おかしいのではないかという議論です。しかし、被告は、一段階目の訴訟において共通義務の存否を争う機会を十分に与えられていたのですから、それで既判力の根拠である手続保障は尽くされているというのが、今回の立法の考え方です。共通義務は、文字どおり誰に対しても共通に問題となる義務ですので、すべての被害者を代表する形で一段階目の訴えを提起した特定適格消費者団体との間で争う機会を与えれば十分であり、被告が同じ共通義務を相手方を代えて再度争いたいのであれば、それこそ紛争の蒸し返しではないかと思われま

次に、工藤さんの質問の後半ですが、たしかにクラスアクションの既判力は個別訴訟には及びませんから、被

告がクラスアクションには勝訴したのに、消費者からの個別訴訟によって同じ争点が何度も争われる可能性があるというのには、理論的にはそのとおりです。しかし、今回の立法では、損害額が巨額化しやすい人身損害、逸失利益、慰謝料、拡大損害などは、すべてクラスアクションの対象から除かれており、消費者個人が個々のに訴えを提起するのは難しい事案のみが対象とされています。したがって、工藤さんの質問の前提となる事態は、およそ考えにくいのではないかといたします。また、この点を度外視しても、特定適格消費者団体という専門家を擁する組織が敗訴しているのに、わざわざ同じ内容の訴訟を提起しようという個人は、あまり考えられないのではないのでしょうか。

(工藤)

ありがとうございます。次に、和解についてうかがいます。クラスアクションにおける訴訟上の和解について、通常訴訟と異なる特別なルールは存在するのでしょうか。また、馴れ合いによる和解について、事前に予防する制度や事後に効力を否定する制度は、何か設けられていますでしょうか。

(ワタナベ)

ブラジルの制度では、クラスアクションにおける和解も個人訴訟における和解と特に異なるところはなく、クラスアクションにおける和解の特別なルールは存在しません。ただ、二〇一二年ブラジル消費者保護法典改正案の一つである消費者信用と多重債務に関する法案 (PLS n.º 383/2012) では、多重債務に対処するための特別な和解ルールが提案されています (新設される第五章の新一〇四-A 条一項から五項)。

(三木)

日本版クラスアクションにも、アメリカのクラスアクションにみられる裁判所による和解案の認可の制度のような、和解に関する訴訟手続上の特別なルールはありません。その代わり、特定適格消費者団体が消費者の利益を害する和解をすることを実質的に防止するために、訴訟手続外の制度をいくつか設けました。第一に、特定適格消費者団体は、一段階目の共通義務確認訴訟では、共通義務の存否に関する和解しかできないものとする規定を設けています(一〇条)。つまり、損害賠償の支払いなどを内容とする和解は、各消費者からの授權を受けて行う二段階目において、初めて行うことができます。第二に、事後的な制度として、一段階目の共通義務確認訴訟において原告の特定適格消費者団体と被告の企業が共謀して消費者の権利を害する判決を得たときは、他の特定適格消費者団体が再審の訴えを提起することができるという規定が置かれますが(一一条)、この特別の再審の規定は和解にも使えるものと解されます。第三に、特定適格消費者団体は共通義務確認訴訟において訴訟上の和解をするときは、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する義務があります(七八条一項七号)。これにより、他の特定適格消費者団体や行政による一種の監視機能が働きますので、事実上、不相当な和解をすることを抑止できると考えられます。

(工藤)

クラスアクション同士が競合する場合、または消費者個人の個別訴訟とクラスアクションが競合する場合について、どのような処理手段が設けられているのでしょうか。

(ワタナベ)

現行制度の下では、クラスアクション同士、または消費者個人との間で訴訟が競合する場合について、それを適切に処理する方法は存在しません。ただ、実務では、クラスアクションの方が優先されてきた経緯があります。また、二〇一二年ブラジル消費者保護法典の改正案の一つである集団訴訟に関する改正案 (PLS n. 282/2012) では、個人訴訟に対するクラスアクションの優先が定められています (新八一条三項)。

(三木)

日本版クラスアクションでは、複数の共通義務確認訴訟が競合する場合については、規定が設けられる予定です。まず、請求の内容および相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論および裁判は併合してしなければならないというところで、いわゆる強制的併合の規律が置かれることになっています (七条一項)。また、事実上および法律上、同種の原因に基づく共通義務確認訴訟が異なる裁判所に係属しているときは、一方の裁判所は、その共通義務確認訴訟の全部または一部を他方の裁判所に移送することができます (六条六項)。これにより、移送を受けた裁判所は、両事件を併合することができます。こちらは、いわゆる裁量的併合の規定です。

(工藤)

ワタナベ先生にブラジルの制度についておうかがいしますが、クラスアクションにおいて、通常訴訟にない特別の証拠収集手続はあるのでしょうか。あるいは、クラスアクションの原告適格を有する機関や団体が、訴訟外で証拠収集を行う何らかの権限や手続はあるのでしょうか。

(ワタナベ)

ブラジル法では、アメリカ合衆国法上のデイスカバリ制度に相当する証拠開示手続は存在しません。ただし、検察庁が原告となる場合には、クラスアクションの開始に先立って、検察庁が証拠収集を行う民事上の捜索 (inquérito civil) という制度が存在します (九〇条)。